

職員の給与等に関する 報告及び勧告

令和3年10月

石川県人事委員会

人委第322号
令和3年10月18日

石川県議会議長 向出 勉 様
石川県知事 谷本 正 憲 様

石川県人事委員会
委員長 西 徹 夫

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告のとおり、所要の措置をとられ、実施されるよう要請します。